

令和6年 第9回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年9月10日（火）
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室
開議	午前11時08分～午前11時29分
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司 7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司
不応招委員	3番 難波 基訓 11番 竹下 桂輔
出席委員数	9名
欠席委員数	2名
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第13号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第35号 非農地証明願について
日程第6	議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議題第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	9番 近藤 克己 1番 檜山 幸子

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち9名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第9回鏡野町農業委員会を開催します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、9番 近藤 克己 委員、1番 檜山 幸子 委員、指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の52番から58番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第9回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第13号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号52、所在、●●、田、1, 920㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号53、所在、●●、田、2, 845㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号54、所在、●●、田、他計2筆、4, 024㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号55、所在、●●、田、他計2筆、4, 024㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号56、所在、●●、田、1, 277㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号57、所在、●●、田、1, 277㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号58、所在、●●、田、449㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上、7件です。

会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の40番から44番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案4ページをご覧ください。 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号40、所在、●●、田、449㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、1,661㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。 番号41、所在、●●、田、1,350㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、3,287㎡、通作距離、0.4km、農機具、トラクター1台、田植機1台。 番号42、所在、●●、畑、他計4筆、3,041.05㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付き空家の購入。 取得後の耕作面積、5,627.05㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、管理機1台。 番号43、所在、●●、畑、他計11筆、10,317㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付き空家の購入。 取得後の耕作面積、10,317㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、管理機1台。 番号44、所在、●●、畑、他計2筆、961㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付き空家の購入。 取得後の耕作面積、961㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。 以上5件です。
会長 川口	農地付き空家ということは建物も付いているが建物の名義も変わっているか。
主任 山崎	どちらもまちづくり課の空家の事業です。
課長 川口	相手の名義人も変わっているか。
主任 山崎	契約はできていると思います。

会長 川口	できているかどうかをはっきりとしないと今日ここで許可を出すとそれが生きるから空家の方は3条の契約ができてしまうから、はっきりしとかなないと。
主任 山崎	まちづくり課の方から話はまとまっていると聞いております。
会長 川口	3条の許可をそれに合わせて出せるのか。
主任 山崎	それは、ここで議決いただいて日付は合わせることは可能です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案34号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第5 議案第35号 非農地証明願について、この議案の20番から22番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案6ページをご覧ください。 議案第35号 非農地証明願について。 番号20、所在、●●、田、他計3筆、410㎡。 判定地目、宅地、利用状況、昭和44年頃に自宅を建て、宅地として利用しており耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号21、所在、●●、田、331㎡。 判定地目、宅地、利用状況、50年前に車庫、倉庫を建て、宅地として使用しており耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。

会長 川口	番号 22、所在、●●、畑、840 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、20年前から耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 以上3件です。 去る8月29日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
委員	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
会長 川口	「はい。」
事務局長 角田	異議なしと認めます。 よって議案第35号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第6 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の18番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
会長 川口	議案7ページをご覧ください。 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号18、所在、●●、田、407 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅1棟、68.29 m²、駐車場1棟、25.75 m²、転用事由、現在、実家で生活しているが、子供の成長に伴い手狭となり、実家に近い申請地を父より譲り受け住宅を建築するもの。 資金計画、借入金、3,300万円、農振地除外、令和6年5月8日、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当、●●組合承諾。 以上1件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報

	告をお願いします。 農地部会長、9 番 近藤委員。
近藤 委員	この件につきまして農地部会の方で現地確認させていただきました。 問題なしということで、報告をさせていただきます。 以上です。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 3 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 8 番の案件は、承認することに決定しました。 日程第 7 議案第 3 7 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案 8 ページをご覧ください。 議案第 3 7 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、再設定、4 筆、3, 0 0 6 m²。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。

	よって議案第３７号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第８ その他について、その他協議事項はありませんか。
事務局長 角田	それでは、事務局よりお配りしていることについてお知らせいたします。
主任 山崎	１枚紙を見ていただきたいと思います。農地が公売にかかり、１０月の広報紙にお知らせが掲載されます。公売にあたり、買受適格証明書というものが入札に当たって必要とのことで、農業委員会で、証明をするようになり、買取ができる人かどうか審査していただくように法で定められておりまして、１０月の委員会に議案として上程させていただくようになります。３条と同じ様な流れで審議していただければと思いますので、同じような条件でよろしいかという確認をさせていただければと思います。
会長 川口	この適格証明は申し込みたい人が取らないといけないということですね。
主任 山崎	そうです。
会長 川口	何人出るかは分からない。
主任 山崎	今のところは分かりません。９月２０日の締切りまでに集まったものを１０月の委員会で皆さんにご審議いただくことになります。
会長 川口	適格かそうでないかの基準は。
主任 山崎	３条と同じ条件で。
会長 川口	通作距離は何キロですか。
主任 山崎	県内で県外の人なら管理人を置くようになっています。
会長 川口	では、それでよろしいか。
委員	「はい。」
会長 川口	その他協議事項はありませんか。 (発言なし)

会長 川口	以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和6年第9回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）